



定期第 1 4 7 号 令和元年 1 2 月 2 7 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
6 0 9	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき知事指定薬物の指定の効力が失われた件	薬務課
6 1 0	徳島県畜産関係使用料手数料条例第 2 条の規定による使用料および手数料の額を定める件の一部を改正する件	畜産振興課
6 1 1	利用料金の額の変更を承認した件	次世代交通課

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
8 3	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
8 4	不在者投票を行うことができる施設を指定した件の一部を改正する件	

【人事委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1 1	徳島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者名簿の確定	
1 2	採用候補者名簿の失効	

【議会規則】

番 号	表 題	担当課名
1	徳島県議会会議規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第六百九号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和元年十二月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 知事指定薬物の名称等

- 1 化学名 メチルニ・「一・（五・フルオロペンチル）・一H・インドール・三・カルボキサミド」・三・フェニルプロパノアート（通称 MPH P・二二〇一又はMPHP・二二〇一）及びその塩類
- 2 化学名 ニ・（ブチルアミノ）・一・（四・クロロフェニル）プロパン・一・オン（通称 四・Chloro・N・butylcathinone）及びその塩類
- 3 化学名 三・「一・（エチルアミノ）シクロヘキシル」フェノール（通称 三・H O・PCE）及びその塩類

二 効力が失われた理由

- 一 の1から3までに掲げる知事指定薬物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため

三 効力が失われた日

令和元年十二月二十七日

徳島県告示第六百十号

昭和三十一年徳島県告示第六十九号（徳島県畜産関係使用料手数料条例第二条の規定による使用料および手数料の額を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年一月一日から施行する。

なお、農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）附則第十条の規定の適用を受ける場合における初診料の徴収については、なお従前の例による。

令和元年十二月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

三を削り、四を三とし、五から十四までを一ずつ繰り上げる。

徳島県告示第六百一十一号

徳島県立航空旅客取扱施設の設置及び管理に関する条例（平成二十九年徳島県条例第三十七号）第九条第二項後段の規定に基づき、徳島県立航空旅客取扱施設の利用料金の額の変更について次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年十二月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 利用料金の額

航空関連団体用業務施設	区 分				単 位	利用料金の額
	国内線において利用する場合		国際線において利用する場合			
	座席数が二百席以下の航空機	座席数が二百一席以上の航空機	座席数が二百席以下の航空機	座席数が二百一席以上の航空機		
航空会社用施設（搭乗待合室、旅客搭乗橋及び手荷物取扱施設）	一回	一回	一回	一回	一回	四四、〇〇〇円
						六六、〇〇〇円
						八八、〇〇〇円
						一三三、〇〇〇円
				一平方メートル	一月	二、七五〇円

備考

- 1 「一回」とは、航空機一機ごとの離陸又は着陸のためのそれぞれの利用をいう。
- 2 「航空関連団体用業務施設」とは、税関、出入国の管理、検疫等を実施するための業務施設をいう。
- 3 利用期間が一月に満たない場合及び利用期間に一月に満たない端数が生じた場合は、それぞれ当該月の現日数を基礎として、日割りにより計算する。この場合において、一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 利用面積が一平方メートルに満たない場合の当該満たない利用面積及び利用面積に一平方メートルに満たない端数が生じた場合の当該端数の利用面積は、それぞれ一平方メートルとして計算する。

二 適用

令和元年十月一日以後の徳島県立航空旅客取扱施設の利用に係る利用料金について適用する。

徳島県選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十二月二十七日

一 政党の支部

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容	異動年月日
立憲民主党	武内則男	会計責任者の氏名	新 増田秀司 旧 井上理恵	令和元年十二月一日
徳島県連合	庄野昌彦	会計責任者の氏名	新 日下佳子 旧 稲原繁	令和元年十二月九日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容	異動年月日
岩浅嘉仁阿南後援会	小泉隆一	主たる事務所の所在地	新 阿南市才見町三本松四三・ 旧 阿南市日開野町筒路一七・ 一・一〇一	令和元年八月一日
岩浅嘉仁阿南後援会	小泉隆一	主たる事務所の所在地	新 阿南市日開野町西居内四二・ 六・二 旧 阿南市才見町三本松四三・ 一	令和元年十二月一日
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	新 黒坂義男 旧 多田晴治	令和元年

遠藤彰良後援会		黒坂義男
所在地	主たる事務所の	氏名
	徳島市西大工町五丁目三三	遠藤雅俊
四の二	徳島市国府町芝原字天満三	黒坂義男
		十月一日

徳島県選挙管理委員会告示第八十四号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和元年十二月二十七日から施行する。

令和元年十二月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

一の表の項中「城田病院」を「医療法人むつみホスピタル」に改める。

徳島県人事委員会告示第十一号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四九）第四十条第一項の規定に基づき、次のとおり採用候補者名簿を確定したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月二十七日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

採用候補者名簿の名称	確 定 年 月 日	採用試験の名称及び施行年月日	採用候補者名簿に記載されている 採用候補者数
徳島県職員（民間企業等職務経験者） 採用候補者名簿	令和元年十二月十九日	徳島県職員採用試験（民間企業等職務経験者） 第一次試験 令和元年九月二十九日 第二次試験 令和元年九月二十九日、十一月二日、 三日及び四日 第三次試験 令和元年十一月三十日及び十二月一日	行政事務以下二試験区分 二十五名

徳島県人事委員会告示第十二号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四九）第四十六条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和元年十二月十九日をもって失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和元年十二月二十七日

徳島県人事委員会委員長 祖川 康子

採用候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者名簿	平成三十年十二月二十一日

## 徳島県議会規則第一号

徳島県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

徳島県議会議長 喜 多 宏 思

徳島県議会会議規則の一部を改正する規則

徳島県議会会議規則（昭和五十四年徳島県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「その他の事故」を「、育児、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。